

平成23年第1回定例会

特別委員会報告書

安全・安心な大分づくり特別委員会

大 分 県 議 会

目 次

【はじめに】	1
【調査の概要】	2
I 福祉・地域医療について	2
1 医師確保対策について	2
2 感染症対策について	5
II 防災対策について	7
1 地震減災対策の推進について	7
III 環境対策について	10
1 廃棄物の適正処理対策について	10
2 廃棄物の再資源化等について	11
IV 地域の安全・安心の確保について	13
1 地域の防犯対策について	13
2 学校の防犯対策について	14
3 高齢者の交通事故対策について	16
4 有害鳥獣対策について	17
V 食の安全について	19
1 食の安全・安心確保の推進体制について	19
2 食の安心確保の推進について	20
3 安全・安心な農林水産物の生産・流通管理について	20
4 食育の推進について	22
【提 言】	24
1 地域医療について	24
(1) 医師確保対策の推進について	24
2 防災対策について	25
(1) 住宅の耐震化の促進について	25
(2) 自主防災組織の活性化について	25

3	環境対策について	25
(1)	産業廃棄物の適正処理の推進について	25
4	地域の安全・安心の確保について	26
(1)	自主防犯活動への支援について	26
(2)	学校内における安全確保について	27
(3)	運転免許証自主返納制度について	27
(4)	有害鳥獣対策について	28
5	食の安全について	28
(1)	食品表示に関する監視指導業務の一元化について	28
(2)	食の安全認証制度の普及促進について	29
(3)	農産物直売所の販売拡大の推進について	29
(4)	食育の推進について	29
	【おわりに】	31
	【委員会の活動状況】	32

安全・安心な大分づくり特別委員会報告書

【はじめに】

「安全・安心な大分づくり特別委員会」は、子どもからお年寄りまでの福祉の問題や地域医療体制の整備、防災力や消防力の強化、地球温暖化対策、地域や学校の防犯対策等、県民の暮らしに直接関わる問題について広範囲にわたり調査、検討することにより、県民の福祉や健康、災害、犯罪などへの不安を払拭し、安全・安心を確保することを目的として、平成19年第2回定例会において設置がなされた。

その後、平成21年第1回定例会において、中間報告が行われるとともに、中国製冷凍ギョウザによる中毒事件、乳製品への有害物質メラミンの混入、牛肉の産地偽装問題等々、食品の安全性を揺るがす重大な事件が頻発したことから、本委員会の付託事件として、新たに「食の安全」に関することを加え、更に設置期限を2年間延長し、これまで、以下の5件について調査を行ってきた。

- 1 福祉・地域医療について
- 2 防災対策について
- 3 環境対策について
- 4 地域の安全・安心の確保について
- 5 食の安全について

本委員会では、今回の付託事件が、県民にとって安全で安心できる、真に住みよい地域を創出するためのものであるという重要性を認識の上、適時、委員会を開催し、付託事件に係る内容等について関係部局長から説明を聴取するとともに、他県の状況を直接調査するなど、極力最新の情報を収集し、鋭意調査研究を進めてきた。

また、付託事件の調査内容が広範囲にわたることから、「福祉・地域医療対策」、「防災対策」及び「環境対策」については、平成19年度、20年度に優先的に調査を行った。平成21年度、22年度では、「地域の安全・安心の確保」及び「食の安全」について優先的に調査を行う一方で、「福祉・地域医療対策」、「防災対策」及び「環境対策」についても、引き続き、調査を実施した。

以下、付託事件の調査及び結果の概要について報告するものである。

【調査の概要】

I 福祉・地域医療について

1 医師確保対策について

(1) 医師不足の現状について

平成16年度から新医師臨床研修制度が導入されたことに伴い、全国的に医師不足が顕在化するとともに、地域的偏在が顕著になってきている。

本県の平成20年12月末現在の人口10万人当たりの医療施設従事医師数は236.6人となっており、全国平均の212.9人を上回っているが、二次医療圏ごとに見ると、別府市を含む東部と大分市を含む中部医療圏を除く、南部、豊肥、西部、北部の4医療圏では、全国平均を下回っている状況である。

また、小児科医師数についても、13.2人と全国平均の11.9人を上回っているが、東部、中部医療圏を除いては全国平均を下回っている。一方、産婦人科医師数については、7.6人と全国平均の8.1人を下回っており、中部医療圏を除いては全国平均を下回っているという状況となっている。

全国的に医師不足が深刻化する中で、本県においても医師が東部医療圏、中部医療圏に集中し、その他の医療圏においては医師が少ないという地域的偏在が顕著となっており、特に、地域医療を支える医師や小児科、産婦人科などの特定診療科の医師不足が深刻化している。

これは、症例が多く、研修プログラムが充実している都市部の臨床研修病院を選択する医師が増え、地方の大学病院の研修医が減少したため、大学病院の医師派遣機能が低下したことが大きな要因であると言われている。さらには、勤務、当直、勤務という小児科をはじめとした病院勤務医の長時間連続勤務など、厳しい勤務環境が問題となっており、産婦人科などの診療科では、高い訴訟リスクがあるといったことも要因として挙げられている。

(2) 医師確保の取組について

医師は、医学生として6年間、研修医として初期が2年、後期が3～5年間という段階を経ながら、十分な診療技術等を身につけて、第一線の医療を担っていくことになる。本県では、4ページの体系図のとおり、医師のライフステージに応じた対策を講じており、医学生、研修医、医師という各段階ごとに、県内定着対策、地域的偏在対策、特定診療科対策、女性医師確保対策を実施している。

こうした取組により、中長期的には、平成29年度から学士編入学地域枠及び特別選抜地域枠の医師が増加し、平成36年度には、現在の自治医科大学卒業医師とあわせて、62名の医師が地域医療を担っていく見込みとなっている。

なお、主な事業は以下のとおりである。

【医学生を対象とした事業】

○医師充足対策事業

地域における医師を確保するために、自治医科大学で医師を養成し、卒業医師をへき地診療所等へ派遣している。これまで71名が卒業し地域医療に貢献している。

○おおいた医学生修学サポート事業

地域医療を担う医師を養成するため、大分大学学士編入学地域枠や特別選抜地域枠の学生に対して、修学資金を貸与しており、平成22年度からは、特別選抜地域枠入学生の修学資金貸与枠を5名から10名に拡大している。

【研修医を対象とした事業】

○小児科・産婦人科医師支援事業

県内の病院で後期研修を行う小児科医、産科医に研修資金を貸与しており、平成22年度からは、「後期研修医研修資金貸与事業」として、全診療科を対象とし、募集人員も30人に拡充している。

○地域医療教育・研修推進事業

平成22年度から、大分大学の地域医療学センターと連携し、豊後大野市民病院内に地域医療研究研修センターを設置し、医学生や研修医の実践的な地域医療教育・研修を推進することにより、本県の地域医療を担う医師の養成を行い、医師の県内定着を図ることとしている。

○おおいた地域医療支援システム構築事業

大分大学と連携して、小児科、産婦人科の後期研修医等を地域中核病院へ派遣し、地域密着型の後期研修プログラムの開発を行い、地域の小児科、産婦人科医療体制の整備を図っている。

【病院等の勤務医師を対象とした事業】

○地域中核病院医師研修支援事業

地域中核病院への医師の定着を図るとともに、医師の技術習得やキャリア形成のため、地域中核病院の勤務医師に対する国内外での研修費用を助成しており、平成22年度からは、2名から6名に拡充をしている。

○産科医師等確保支援事業

産婦人科医の処遇を改善するために分娩手当を支給する分娩取扱医療機関に対して助成している。

○短時間正規雇用支援事業

女性医師の出産・育児と勤務の両立を支援する医療機関に対して、代替医師雇用経費を助成している。

平成22年度 医師確保対策の概要

医師免許取得

県の対策

国の対策

	医 学 生 (6年)	研 修 医 (初期(2年)・後期(3～5年))	医 師
県内定着対策	<p>①医師充足対策事業 129,282 (S47～) 自治医科大学で医師を養成し、卒業医師をへき地診療所等へ派遣</p>	<p>⑤U・ターン促進対策事業 ※月刊情報紙「おおいしたター」の発行(H17～) 在京医師県人会(委員110名) ※無料職業紹介所「Dクターバンク」おおいした開設(H18.12～)</p>	
	<p>②臨床研修病院合同説明会 (H17～) H22:12病院、医学生31名参加</p>	<p>⑥後期研修医研修資金貸与事業 54,000 (H22～) 小児科・産婦人科と合わせ30人枠 地域中核病院等で後期研修を行う医師に研修資金貸与</p>	<p>⑩公立おがた総合病院と県立三重病院の統合推進 522,899 住民にとっても、医師にとっても魅力ある病院づくり</p>
地域的備在対策	<p>③おおいした医学生修学サポート事業 45,229 (H17～) H22:12病院、修学支援金を貸与 大分大学学士編入学地域枠 3名 (H22～) 大分大学学士編入学地域枠 5名 → 10名 大分大学特別選抜入学地域枠 8名 → 13名</p>	<p>⑦地域医療教育・研修推進事業 35,000 (H22～):大分大学への委託研究事業 豊後大野市民病院内に地域医療研究研修センターを設置し、医学生や研修医の実践的な地域医療教育・研修を推進</p>	<p>⑪地域中核病院医師研修支援事業 16,500 (H19～) 国内外での研修費用の助成 H22:2名 → 6名に拡充</p>
	<p>④地域医療研修会 (H17～) 医学生診療所体験研修 H22:自治医科大学、大分大学医学部学生34名参加</p>	<p>⑧おおいした地域医療支援システム構築事業 27,000 (H20～):大分大学への委託研究事業 小児科・産婦人科の後期研修医等の地域中核病院派遣による研修プログラムの開発 20年 4月:津久里中央病院に小児科医1名赴任 20年 10月:中津市民病院に産婦人科医1名赴任 21年 4月:国東市民病院に小児科医1名赴任 21年 9月:済生委日田病院に小児科医1名赴任 22年 9月:中津市民病院に産婦人科医1名赴任</p>	<p>⑫産科医師等確保支援事業 (H21～) 34,776 分娩手当を支給する分娩取扱医療機関に対して助成</p>
特定診療科対策	<p>医師養成数を過去最大程度まで増員 大分大学入学定員 H21:95名→105名 H22:105名→110名</p>	<p>⑨小児科・産婦人科医師支援事業 (54,000の内数) (H19～) 小児科、産婦人科の後期研修医確保のための研修資金を貸与 H22貸与 小児科 5名 産婦人科 6名</p>	<p>⑬届出による有床診療所開設審査基準の制定 (H19～) 病床過剰地域であっても、小児科、産婦人科医師の少ない市町村では、有床診療所の開設等を可能とする本県独自の審査基準 ・20年9月:佐伯市に産婦人科診療所開設 ・22年3月:杵築市に産婦人科診療所開設</p>
救急医療		<p>⑭休日・夜間に救急患者を受け入れる医療機関の勤務医師確保事業 (H21～) 救急勤務医手当を支給する救命救急センター及び第二次救急医療機関に対して助成</p>	<p>⑮短時間正規雇用支援事業 (H21～) 10,224 女性医師の出産・育児と勤務の両立を支援する医療機関に対する助成 H22:モテル1病院 → 3病院に拡大</p>
女性医師対策			

※平成22年度医師確保対策予算合計 383,103千円(ただし、公立おがた総合病院と県立三重病院の統合に係る事業費は除く。)

2 感染症対策について

(1) 新型インフルエンザについて

平成21年3月中旬にメキシコで発生した豚インフルエンザウイルスA型（H1N1型）の人から人への感染が確認され、WHOが新型インフルエンザと認定したことから、県では、平成21年4月に大分県新型インフルエンザ対策本部を設置した。6月には、県内で最初の新型インフルエンザ患者が確認され、8月下旬に流行期に入った後、11月中旬に流行のピークを迎えたが、以後は減少し翌22年3月に入ると流行期を脱することとなった。県内では約16万人の患者が発生し、重症化した患者が5名、死亡者が2名であった。

新型インフルエンザ対策については、①危機管理組織、②情報の収集、③情報の提供、共有、④医療、⑤感染拡大防止、⑥社会経済機能の維持の6つの柱に沿って進めてきた。

①危機管理組織については、4月28日に大分県新型インフルエンザ対策本部、現地対策本部を設置した。また、各部局にも部局対策部を設置した。

②情報収集については、本県独自に全医療機関を対象に迅速診断キットでA陽性の患者について遺伝子検査であるPCRの検査を実施し、早期の患者の発見に努めた。

③情報の提供・共有については、発生段階や流行状況に応じて県民に伝える本部長メッセージを12回発した。6月末までは24時間体制による相談対応を行い、その後は総合相談窓口を設け県民の不安解消に努めた。

④医療については、抗インフルエンザウイルス薬の平成23年度までの備蓄計画を21年度に前倒しして実施し、国備蓄分も合わせ54万9,400人分を確保した。また、流行期における休日医療体制について、当番医やかかりつけ医の対応強化、休日に診療する医療機関への医師の応援など、地域の実情に応じた方法で体制を強化した。

⑤感染拡大防止については、県内発生のパターンをあらかじめ17類型で分類し、必要に応じて対策本部から学校等の臨時休業を要請した。また、8月20日以降は、1割の罹患で4日間の学級閉鎖という原則を示し、学校等の設置者が保健所の助言を得ながら休業等を決定した。集客施設等に対しては、有症者のマスク着用や消毒液の設置等、感染拡大防止策の徹底を要請した。

⑥社会経済機能の維持については、ライフライン関係事業者に対して、事業継続計画の円滑な実施を要請した。

平成22年3月15日には、流行期を脱したことから、新型インフルエンザ対策本部を解散し、健康危機管理対策調整会議で対応することとしたが、社会経済機能の維持対策が重要であることから、ライフライン関係事業者や社会福祉施設等における事業継続計画の策定支援を引き続き行うとともに、強毒型の発生に備え、県の「新

型インフルエンザ対策行動計画」を改定する予定としている。

(2) 結核について

大分県では平成21年の1年間で262人が、全国では2万4,170人が新たに結核に罹患している。人口10万当たりの罹患率は、21.9で全国の19.0を上回り、ワースト7という状況である。また、結核による死亡者は全国で2,155人、県で26人に上っており、現在でも流行が続く主要な感染症となっている。

県では、結核の新規登録患者の68.3%が65歳以上(全国58.0%)と、高齢者の占める割合が全国平均に比べ高くなっており、高齢者患者の増加や糖尿病等との合併症の患者の増加、若い世代を中心に不規則な服薬による薬の効かない患者の増加が課題となっている。このため、服薬支援に力を入れる一方で、患者や感染者の早期発見のため、医療機関や高齢者の福祉施設等の職員を対象とした研修会を開催している。

(3) 腸管出血性大腸菌感染症（O157）について

本県では、平成18年34人、平成19年69人、平成20年33人、平成21年111人の患者が発生しており、保育所等の社会福祉施設で集団発生している。また、最近では、特に、全国チェーンの飲食店が原因で広域に感染者が拡大するなど、食事を介して広域的に感染が確認される事例の発生が増加している。

県では、社会福祉施設への指導・研修のほか、平成19年度から菌の遺伝子情報をデータベース化し、県内で散発するO157に対して、感染事例の原因を追求できる仕組みを構築している。

(4) 麻疹について

平成20年には県内で90人が、全国で1万1,005人が麻疹に罹患している。全国では、毎年麻疹による死亡が報告されており、平成13年には20人が死亡している。

県では、麻疹風疹の混合ワクチン接種率を高めることが重要な課題であることから、各期95%以上の接種率を目標に、居住地の市町村以外で予防接種を受けることができる相互乗り入れを実施している。

Ⅱ 防災対策について

1 地震減災対策の推進について

(1) 地震減災アクションプランについて

県では、大規模地震による被害の最小化を図るため、「自助・共助・公助」からなる減災社会を実現し、安心して心豊かに暮らせる大分県を目指すため、地震被害軽減に関する数値目標、達成時期、対策の内容等を明示した減災目標を定めた「大分県地震減災アクションプラン」を平成21年3月に策定した。

プランでは、想定される人的被害を半減することを目的に、「県民の生命・財産を守るための着実な備え」、「災害発生時の迅速・適切な対応」、「県民生活の速やかな再建」の3つを柱とする、14の施策、66のアクション（具体的な減災対策項目）を設定している。

平成21年度末のプランの達成状況については、8～9ページのとおりとなっており、耐震強化岸壁の整備、水道施設の基幹管路の耐震化、被災宅地危険度判定士の確保、震災廃棄物の処理の4項目については目標値を達成している。

また、地震が発生した場合には、通常、建物崩壊による死者数が一番多くなるが、県有建築物、県立学校・特別支援学校及び市町村立学校の耐震化は比較的高い数値となっている。

なお、数値化が難しいブロック塀の倒壊防止や窓ガラスの落下防止、エレベーターの閉じ込め防止、河川堤防の耐震性調査等は数値目標を定めていないが、関係者への指導や県民への啓発などを通して進めていくこととしている。

プランの実施に当たっては、県が実施する対策の着実な推進はもとより、個人、家庭、地域、事業者、市町村等が行う対策についても促進や支援に努め、「大分県危機管理委員会」において、毎年度、プランの達成状況の進行管理を行うこととしている。

大分県地震減災アクションプラン達成状況

3つの柱	14の施策	66の減災アクション			
		項目	現状	目標	H21末達成状況
① 県民の生命・財産を守るための着実な備え	①住宅・建築物の耐震化等	1 住宅の耐震化	◆住宅の耐震化率 68%(H17)	90%(H27)	70%
		2 特定建築物の耐震化	◆特定建築物の耐震化率 80%(H19)	90%(H27)	81%
		3 市町村耐震改修促進計画の策定	◆策定市町村数 8市町(H19)	18市町村(H22)	10市町村
		4 県有建築物の耐震化	◆耐震化率 89%(H19)	100%(H27)	95%
		5 県立高校・特別支援学校の耐震化	◆耐震化率 67%(H20)	100%(H27)	80%
		6 市町村立学校の耐震化	◆耐震化率 60%(H20)	100%(H27)	68%
		7 私立学校の耐震化	◆耐震化率 58%(H20)	90%(H27)	61%
		8 警察署の耐震化	◆警察署の耐震化率 76%(H20)	94%(H30)	76%
		9 病院の耐震化	◆病院の耐震化率 82%(H20)	90%(H30)	82%
		10 社会福祉施設の耐震化	◆社会福祉施設の耐震化率 79%(H20)	85%(H30)	81%
		11 文化財の耐震化	◆文化財の耐震化率 0%(H20)	20%(H24)	5%
		12 家具の固定化	◆家具の固定率 30%(H17)	51%(H30)	35%
		13 ブロック塀の倒壊防止	—		
		14 窓ガラスの落下防止	—		
		15 エレベーターの閉じこめ防止	—		
		16 大規模盛土造成地の調査	—		
	②公共構造物の耐震化等	17 河川堤防の耐震性調査	—		
		18 無電柱化の推進	◆無電柱化推進計画 ※「無電柱化に係るガイドライン」(H22.2月国策定)に基づき推進		
		19 広域防災拠点の整備	—		
		20 道路橋の耐震補強	◆旧58市町村間を結ぶ緊急輸送道路ルート確保率		
			40%(H16)	100%(H27)	76%
		21 耐震強化岸壁の整備	◆耐震強化岸壁整備率 17%(H19)	33%(H24)	33%
		22 海岸保全施設の整備	◆高潮対策施設整備延長 15km(H19)	26km(H30)	17.5 km
		23 鉄道駅の耐震化	◆主な駅の耐震化 なし	2駅(H24)	0 駅
		24 交通安全施設の整備	◆交通管制地域エリアの機能向上(主要地域)		
			2地域(H20)	6地域(H25)	5 地域
	25 水道施設の基幹管路の耐震化	◆基幹管路の耐震化率 9%(H18)	12%(H26)	13%	
	26 ライフライン施設等の耐震化	—			
	③土砂災害対策	27 急傾斜地崩壊危険箇所の対策	◆土砂災害から守られる人家戸数		
		28 土石流対策	22, 281戸(H16)	26, 800戸(H27)	25, 258 戸
		29 地すべり対策	※地震減災効果そのものを示す数値ではない。		
		30 ため池対策	◆整備ため池数 399箇所(H19)	476箇所(H27)	417 箇所
	④防災訓練の実施	31 総合防災訓練の実施	◆毎年度実施(H21年6月7日日田市、8月30日佐伯市で実施)		
		32 津波避難訓練の実施	◆訓練実施市町村数 3市町村(H19)	12市町村(H22)	2 市町村
	⑤防災意識の向上	33 津波ハザードマップの作成支援	◆作成市町村数 3市町村(H19)	12市町村(H22)	10 市町村
		34 防災グッズフェアの開催	◆毎年度実施(H21年8月30日～9月12日、6企業54店舗で実施)		
		35 県民意識調査の実施	◆定期的実施(H21に5, 000名を対象にアンケート調査実施)		
		36 減災フォーラムの開催	◆毎年度実施(H22年3月13日(土)佐伯市蒲江町で実施)		
		37 地震体験車の活用	◆利用者数 4, 899人(H19)	5, 000人(毎年度)	3, 804 人
		38 防災教育の推進	—		
		39 防災関連ホームページの充実	—		
⑥地域における防災力の強化	40 自主防災組織の結成促進	◆自主防災組織率 79%(H20)	93%(H30)	90%	
	41 災害ボランティアセンターの体制整備	—			

3つの柱	14の施策	66の減災アクション				
		項目	現状	目標	H21末達成状況	
② 災害発生時の迅速・適切な対応	⑦ 災害時医療体制の整備	42 災害拠点病院の耐震化	◆災害拠点病院の耐震化率 67%(H19)	100%(H24)	75 %	
		43 災害拠点病院の機能強化	◆マニュアルを策定している病院の割合 88%(H19)	100%(H24)	83 %	
			◆災害実動訓練を実施した病院の割合 33%(H19)	100%(H24)	42 %	
		44 災害派遣医療チームの機能強化	◆大分DMAT指定病院数 14病院(H19)	20病院(H24)	18 病院	
	⑧ 地震火災への対応	45 消防広域化の推進	-			
		46 地域における消防の充実・強化	◆消防団員の市町村条例定数の充足			
		47 住宅用火災警報器の設置	-			
		48 石油コンビナート防災対策の充実	H21年10月21日(水)住友化学で実施			
	⑨ 延焼防止対策	49 重点密集市街地の整備	◆改善した重点密集市街地の面積 なし(H14)	26ha(H30)	0 ha	
		50 避難地の整備	◆一人当たり都市公園面積 12㎡(H19)	13㎡(H27)	12.1 ㎡	
			◆港湾緑地 22箇所(H19)	27箇所(H30)	22 箇所	
			◆水産施設 32.2ha(H19)	32.6ha(H25)	32.2 ha	
	⑩ 応急危険度の判定	51 被災建築物応急危険度判定士の確保	◆被災建築物応急危険度判定士の登録者数 796人(H19)	1,000人(H22)	743 人	
		52 被災宅地危険度判定士の確保	◆被災宅地危険度判定士の登録者数 222人(H19)	250人(H22)	290 人	
	⑪ 迅速な情報提供	53 大分県防災情報システムの整備	-			
		54 防災メールの配信	◆登録者数 約8,000人(H20)	30,000人(H22)	10,536 人	
		55 防災行政無線の整備	◆整備市町村数 15市町村(H19)	18市町村(H30)	15 市町村	
		56 孤立集落の通信手段の確保	-			
	⑫ 災害時要援護者等への支援	57 災害時要援護者避難の支援	◆支援台帳作成市町村数 1市(H19)	18市町村(H23)	2 市町村	
		58 福祉避難所の指定	◆指定市町村数 8市町村(H19)	18市町村(H23)	9 市町村	
		59 帰宅困難者の支援	◆協定締結事業者数 10社(H19)	15社程度(H23)	11 社	
60 外国人への支援		-				
61 観光客への支援		-				
⑬ 災害時の住宅・環境対策	62 応急仮設住宅供給体制の確立	◆建設可能地データ整備市町村数 なし(H20)	18市町村(H25)	0 市町村		
	63 震災廃棄物の処理	◆策定市町村数 8市町村(H20)	18市町村(H23)	18 市町村		
⑬の再建 ⑬ 復旧・復興 ⑭ 被災者 の生活	64 災害被災者住宅再建支援制度の実施	-				
	65 地震保険の加入促進	◆地震保険加入世帯率 15%(H19)	21%(H30)	16 %		
	66 事業継続計画(BCP)の策定支援	◆BCP策定企業の割合 大企業19%(H19)	100%(H30)	28 %		
◆BCP策定企業の割合 中堅企業12%(H19)		50%(H30)	13 %			

Ⅲ 環境対策について

1 廃棄物の適正処理対策について

(1) 第3次大分県廃棄物処理計画について

県では、平成18年度に策定した「第2次大分県廃棄物処理計画(平成18年度～22年度)」に基づき、廃棄物の減量や適正な処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきたが、現計画の期間が22年度で終了することから、本県の廃棄物処理の現状や近年の廃棄物処理に関する諸法・計画の動向を踏まえ、今後の廃棄物処理行政の方向性を示す、「第3次大分県廃棄物処理計画(平成23年度～27年度)」を策定することとしている。

この計画により、処分場周辺の生活環境保全上の改善などの廃棄物処理にかかわる諸課題に対処することとしている。

(2) 不法投棄防止対策と産業廃棄物処理施設等の監視指導について

不法投棄件数や苦情件数は、監視指導の徹底や事業者、県民に対する啓発活動により減少傾向にあるものの、建設系廃棄物や廃プラスチック類等の不法投棄については後を絶たない状況にある。また、安定型最終処分場に安定5品目以外の廃棄物や有機物の付着した廃棄物が持ち込まれるなど、許可を受けた産業廃棄物処理施設においても不適正な処理が見受けられる。

このため、保健所の環境衛生指導員及び各ブロックに配置している産業廃棄物監視員12名によるパトロールや最終処分場における産業廃棄物の展開検査、水質検査などの監視指導を徹底するとともに、監視カメラの設置や市町村が行う不法投棄防止事業に対して補助を行うなど、不法投棄や不適正処理の未然防止に努めている。

(3) 産業廃棄物の適正処理の取組について

県では、平成17年4月から産業廃棄物税を導入し、廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理を推進するための各種事業に活用している。

また、平成17年10月には、「大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例」を制定し、大分県独自の取組として、産業廃棄物処理施設の設置に係る事前協議制度を設けるとともに、平成18年4月からは、県外産業廃棄物の搬入にも事前協議制度を導入し、環境保全協力金を徴収するなど、処理施設の円滑な設置や適正処理対策に取り組んでいる。

さらに、平成22年度からは新たに、不適正処理の早期発見、早期対応に向けて地域密着型の情報収集を図るため、市町村職員を県職員に併任する制度を設けている。

(4) 県外産業廃棄物対策について

近年、県外産業廃棄物を受け入れている最終処分場では、火災や硫化水素ガスの発生など、産業廃棄物処理業者の不適正な処理による生活環境保全上の支障が生じ、県外から搬入される産業廃棄物への対策が大きな課題となっている。

このため、上述の「大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例」に基づく搬入事前協議制度に加え、県外産業廃棄物を受け入れている処理施設を重点的に監視する監視員を廃棄物対策課に2名配置し、県外排出事業者に対する立入検査の実施、受入施設における展開検査の実施など、適正な搬入及び処理対策に取り組んでいる。

県との協定に違反する不適正な産業廃棄物が確認された場合は、搬入中止を命じるなど、迅速かつ厳正に対応している。

2 廃棄物の再資源化等について

県では、廃棄物の再資源化（リサイクル）について、発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）とともに、3Rの取組として以下のとおり推進している。

(1) 再資源化（リサイクル）について

○大分県リサイクル製品認定制度

県内で製造されたリサイクル製品を大分県リサイクル製品として認定する制度を実施している。溶融スラグを利用したコンクリート2次製品や瓦れき類を利用した再生舗装材など全部で92製品を認定しており、県発注工事などで積極的利用を促進している。

○産業廃棄物リサイクル施設等整備支援事業

事業所において、産業廃棄物の排出抑制や再生利用に有効な機器整備を行う場合に経費を補助している。

○自動車リサイクル

自動車の引き取りからフロン回収、解体・破砕について、各事業者の登録・許可を行っており、これらにより適正なリサイクルを推進している。

○レアメタル・リサイクル

国においてもリサイクルが検討されているが、県でも、国の動向を踏まえながら、小型家電の回収・リサイクル等について、その課題や可能性の検討を進めていくこととしている。

○市町村におけるリサイクルの推進

市町村では、容器包装リサイクル法に基づき、缶・瓶・ペットボトル・紙類などの分別収集により、資源のリサイクルを行っているが、更なるリサイクル率の向上

に向けて、市町村と一緒に取組を進めていくこととしている。

（２）廃棄物の発生抑制（リデュース）について

平成21年6月から、県内の食品スーパーを中心に、レジ袋無料配布中止の取組を実施しており、マイバッグ持参率は約85%で推移している。開始から約1年間で、約9,400万枚のレジ袋が削減された。CO₂に換算すると約5,860トンの削減、杉の吸収量に換算すると約42万本の杉が1年間に吸収する量に相当し、ごみとしては約945トンの削減となっている。レジ袋の有料化（5円）による収益金は、地域の環境保全活動の支援や環境教育等に活用している。

そのほかに、地域で3Rの実践活動を行う「ごみゼロおおいた推進隊」の支援や、段ボールコンポストなど、家庭で気軽に取り組めるごみ減量化などの普及にも取り組んでいる。

（３）再利用（リユース）について

毎年10月の「3R推進月間」等広報誌を利用した啓発や、フリーマーケット、リサイクルショップ等の利用の促進を図っている。

IV 地域の安全・安心の確保について

1 地域の防犯対策について

(1) 刑法犯認知件数の推移について

社会全体の規範意識が低下や地域コミュニティーの崩壊に伴い、地域社会が持っていた伝統的な犯罪抑止機能が働かなくなったことに加え、国際化、情報化及び広域化による犯罪形態の変化などから、平成15年の県内の刑法犯認知件数は、過去最高の1万7,362件となった。

このため、県では、街頭犯罪等抑止総合対策本部を立ち上げるとともに、平成16年に、「大分県安全・安心まちづくり条例」を制定し、警察本部、知事部局、教育委員会等が連携し、総合的な犯罪抑止対策を県民と協働して推進してきた。

その結果、平成16年から減少傾向が続いており、平成20年は9,840件で昭和52年以来31年ぶりに1万件を下回り、平成21年も9,495件と更に減少した。

また、人口10万人当たりの刑法犯認知件数である犯罪率は、平成21年は791.3件となった。

(2) 地域防犯力の強化について

①地域住民による自主防犯活動について

地域コミュニティーの再生と自主防犯意識の高揚を目的に、地域において自主防犯活動を推進する自主防犯ボランティアの発足に向けた取組を推進している。平成21年中、新たに11隊、585人の自主防犯パトロール隊が発隊し、平成21年末現在では、280団体、約2万4,500名がパトロール隊として、地域の安全確保の活動を行っている。パトロール隊に対するリーダー研修会や、警察官の同行パトロールを通じた技術的な指導、パトロールガイドブックの配布などの支援を行っているが、平成20年に1団体、平成21年に2団体が解散しており、効果的な支援方法について検討していくこととしている。

②地域防犯の拠点整備について

平成19年度から、市町村合併に伴う周辺地域の安全対策のため、自主防犯パトロール隊の拠点を整備する「まもるステーション整備事業」を実施しており、平成21年末までに5市10カ所の拠点整備を行っている。平成20年度に実施した佐伯市の米水津地区では、刑法犯認知件数が1年間で21件が5件と大幅に減少するなど、各地域で一定の成果が得られている。

③自主防犯活動に必要な犯罪情報等の提供について

地域で発生した子どもに対する声かけ事案や振り込め詐欺情報などを電子メール

で配信する、大分県警察電子メール情報配信システム「まもめーる」の運用を平成18年から行っており、平成21年末現在で、約2万3千人の会員登録がされている。

また、侵入窃盗や乗り物盗等の身近な犯罪の地図データをインターネットを通じて閲覧できる「おおいた防犯マップみはるちゃん」の運用を平成20年から行うなど、県民に役立つ、タイムリーな情報提供に努めている。

④関係機関・団体との連携強化について

地域の安全確保のためには、企業や事業所が業務を通じて、地域における子どもの見守り活動を行うなど、地域貢献活動への参加が求められている。このような中、警察と協定や覚書を締結した団体は約60団体に上っており、引き続き、地域の一員として地域防犯活動への参加を働きかけていくこととしている。

⑤振り込め詐欺対策について

自主防犯パトロール隊に対して、活動に応じた費用を支給するなどの財政的な支援を行っており、パトロール隊による「高齢者を守る！振り込め詐欺撲滅推進事業」の展開や、各地域の会合における地域密着型広報、ATM周辺警戒広報活動の実施などにより、平成21年の振り込め詐欺は、認知件数65件、被害総額約5,982万円で、前年と比べ件数が半減するとともに、被害額も大幅に減少している。

2 学校の防犯対策について

(1) 不審者等の状況について

声かけ、つけ回し、痴漢行為、傷害、盗撮・のぞき、不審電話の状況について、平成19年度には195件、20年度には202件、21年度は139件の事案が県教育委員会に報告をされている。

年齢が低い層に声かけ事案が多く発生しており、年齢の高い層に露出を含む痴漢行為が多く報告されている。市町村別では、大分市、別府市を中心に報告が上がっており、月別では、年度当初に多い傾向がある。また、時間帯別では、登下校の時間帯での事案が多く、校種・学年別の状況では、小中学生の事案が減少傾向にある一方で、塾帰りなど夜間の高校生の事案が多くなっている。

(2) 児童生徒の安全確保対策について

「安心・活力・発展プラン2005」と「新大分県総合教育計画」において、安心・安全な学校づくりの推進、特に、児童生徒の安全確保に重点的に取り組んでおり、取組の柱として、①登下校時の安全確保、②校内における安全確保、③安全確

保に関する情報の共有・提供、④児童生徒を守る地域の連携協力体制づくりを主な対策と位置づけている。

①登下校時の安全確保について

通学路の安全点検、通学安全マップの作成、集団登下校、PTAや地域のボランティアの協力によるスクールガードなどに取り組んでおり、特に、スクールガードについては、離島を除く県内すべての小学校区で設置している。これらの取組により、小中学校の下校時における不審者事案が減少してきている。

②校内における安全確保について

学校で防犯活動に取り組むための「防犯マニュアル」については、県内のすべての公立学校で作成が完了しており、防犯訓練についても平成19年では96%と高い実施率（全国：88.8%）となっている。

また、平成21年4月から「学校保健安全法」が施行され、学校安全計画の策定が義務づけられたことから、市町村教育委員会及び県立学校に対して、計画の策定及び防犯教室や防犯訓練の実施を指導している。

一方、学校施設・設備の防犯対策では、「学校施設整備指針」に基づき、外部からの来訪者を確認でき、不審者の侵入を抑止することのできる施設や、緊急事態発生時に対応できる通報システムの導入など、学校や地域の特性に応じた対策を講じている。公立学校では、緊急事態に対応する校内緊急通報システムや防犯ベル・ブザー、非常時ボタン等の設置、刺又などの整備はおおむね順調に進んでおり、夜間の機械警備もほとんどの学校で導入されているが、防犯カメラやインターホンなどの整備は低い状況となっている。

また、特別支援学校では、避難誘導の面で時間を要することから、教室で起きたことを事務室等へ迅速に伝達できるよう、教室に非常ベルを設置するなどの対策を講じている。

③安全確保に関する情報の共有・提供について

初動対応については、小・中学校の場合は、設置者である市町村教育委員会・教育事務所を經由して、また、県立学校・教育機関については、直接、県教育委員会に報告があり、担当課で迅速な対応を行っている。なお、被害の拡大が想定される場合は、教育長を本部長とした学校等危機管理対策本部を設置して対応している。

報告を受けた担当課では、今後の対応の指示、指導・助言を行う一方で、医療機関などの関係機関と情報の共有化を図り、再発防止、児童生徒の安全確保に努めている。また、必要に応じて、事案の発生した学校に職員を派遣するなど、安全確保

に関する情報の共有・提供を迅速に行う体制づくりの確立を図っている。

④児童生徒を守る地域の連携協力体制づくりについて

学校・家庭・地域が連携協力し、協働で子どもの健全育成を図るための「協育」ネットワークづくりを推進している。

平成20年度からは、「協育」ネットワーク構築推進事業を実施し、地域の公民館等に配置されたコーディネーターを中心として、おおむね中学校区を単位とした「学校支援地域本部」をつくり、地域住民がボランティアとして日常的に学校教育活動を支援できる体制整備に取り組んでいる。

「学校支援地域本部」では、登下校の安全指導などの学校支援活動を実施しており、自治会や婦人会、PTA等の地域の諸団体、地域住民が学校と連携をして、見守りや声かけ等の活動を行っている。

また、「児童生徒の健全育成のための学校と警察の連絡制度」に関する協定を平成21年6月に警察本部と締結し、警察とより一層連携しながら、児童生徒の健全育成に取り組んでいる。

3 高齢者の交通事故対策について

(1) 交通事故の発生状況について

平成21年の人身事故の発生件数は6,626件（前年比▲351件）、死者数は52人（前年比▲25人）、負傷者数は8,660人（前年比▲493人）と、いずれも平成20年より大きく減少しており、特に、死者数は、昭和27年以降で最も少ない数となった。

一方、高齢者の交通事故死者数は前年と同数の36人であったが、交通事故死者に占める高齢者の割合は約7割で、高齢者死者数の構成率は全国ワースト3位となっている。死亡者の内訳では、歩行中の死者が約半数と最も多く、このうち、道路横断中の事故が約7割を占めている。また、歩行中の事故の約半数が夜間に発生している。

(2) 交通事故対策について

高齢者に対しては被害防止の観点から対策を進めてきたが、高齢運転者が第一当事者となる交通事故がこの10年で1.5倍と増加していることから、歩行者（被害）と運転者（加害）の両面から対策を進めている。

歩行者対策では、県下の通所介護施設の職員を交通安全サポーターに委嘱し、日常的に高齢者に対する交通安全アドバイス活動を行う「シルバーTSサポーター制度」や、歩行環境シミュレーターの活用による体験型交通安全指導、交通安全講習

を実施している。

一方、運転者対策では、交通安全教育車「セーフティぶんど」や可搬型運転操作検査機「ミニぶんど」などの交通安全教育資機材を活用した運転適性診断体験型交通安全教育を実施している。

さらに、大分県老人クラブ連合会と連携し、「一老人クラブ一交通安全スローガン運動」を推進するなど、高齢者自らの交通安全意識の高揚を図るとともに、夜間歩行中の事故抑止を目的とした反射材着装運動、ライトアップ走行運動等の広報啓発活動や運転免許自主返納に対する積極的支援等に取り組んでいる。

4 有害鳥獣対策について

(1) 被害状況等について

野生鳥獣による被害額は平成12年度の5億4千6百万円をピークに、平成16年度以降は減少傾向にあるが、依然として3億円台で高止まりの状況にある。

平成21年度の加害鳥獣別の被害額の割合は、イノシシが1億4千9百万円で全体の48%、シカが9千万円で29%、サルが2千7百万円で9%となっており、この3種で全体の85%を占めている。

一方、イノシシの捕獲頭数は、平成17年度の約1万2千頭から増加傾向で、平成22年度は2万2千頭の捕獲を目標にしている。また、シカについては、平成17年度の約7千頭から2万1千頭の捕獲を目標としている。

有害鳥獣対策については、平成19年3月にイノシシ及びシカの「特定鳥獣保護管理計画」を改訂し、狩猟期間の延長やシカの捕獲頭数制限の撤廃などの規制緩和を行い、捕獲対策の強化を図った結果、捕獲数は大幅に増加しているが、被害が減ったという声は聞こえてこないのが現状である。

(2) 被害軽減対策について

平成21年度から25年度までの間の本県における鳥獣被害対策の基本的な考え方を定めた「大分県野生鳥獣被害対策の実施にあたっての考え方」を平成21年3月にとりまとめ、被害軽減に取り組んでいる。

この取組では、基本的な考え方として、加害鳥獣を集落に寄せ付けないため、集落ぐるみで取り組む自衛体制づくりを推進することとしており、鳥獣被害を受けにくい集落をつくる「集落環境対策」、防護柵などで物理的に防ぐ「予防対策」、加害獣の数を効率的に減らす「捕獲対策」、捕獲した獣肉の価値を高めるための「獣肉利活用対策」の4つを鳥獣害対策の柱として、被害軽減のための総合的・複合的な取組を推進することとしている。

短期的目標としては、5年間でイノシシ・シカの被害額半減を目指し、集落環境対策と予防対策を複合的に組み合わせた有害鳥獣と戦う集落づくりと捕獲の促進を図ることとしている。また、長期的目標としては、被害軽減だけでなく、適正な密度管理による野生鳥獣との棲み分けを目指すこととしている。

①集落環境対策について

平成21年度から森との共生推進室に2名の「鳥獣害対策専門指導員」を配置し、現場において被害対策の知識や技術の指導などを行っている。

また、地域の被害実態に応じた相談・指導ができる人材を県内各地に育成するため、市町村や農林業関係団体の職員等を対象に、鳥獣害対策アドバイザーの養成を図っており、平成22年度までに400名を認定し、集落点検活動等を通じて集落ぐるみの取組を推進している。

さらに、平成21年度には、振興局単位でリレー方式のシンポジウムを開催するなど、被害対策に対する知識習得や意識啓発にも努めている。

②予防対策について

電気柵や金網柵等の設置方法や設置位置に問題が見られたり、維持管理が不十分で柵の効果を損ねているような事例が数多く見受けられることから、柵の設置や管理を重点課題と位置づけ、専門指導員による効果的な柵の設置・管理等を指導している。

③捕獲対策について

平成23年度までの3年間で緊急捕獲期間と位置づけ、隣接県と連携した一斉合同捕獲や捕獲頭数の拡大等により生息頭数の削減に取り組んでいる。

また、銃猟者の減少・高齢化が進む中で、初心者講習会の回数の拡大や、試験を休日主体に実施するなど、受験しやすい環境づくりにも努めている。さらに、わな猟免許の新規取得者の安全知識や捕獲技術の向上を図るため、振興局単位でわなの講習会を実施するとともに、囲いわなによる効果的な捕獲技術の実証試験等にも取り組んでいる。

④獣肉利活用について

市町村等が行う獣肉利活用を支援しており、杵築市山香町では解体処理施設（「山香アグリ」）が建設され、地元スーパーやレストランへの供給が開始されている。

また、県内リレーシンポジウムの際に試食会を開催し、家庭用レシピ集を作成するなど、需要拡大にも取り組んでいる。

V 食の安全について

1 食の安全・安心確保の推進体制について

平成12年6月の大手乳業メーカーの加工乳による大型食中毒事件の発生や、平成13年9月に我が国初のBSE感染牛が確認されるなど、食の安全・安心を揺るがす事件が発生したことから、県では、平成15年9月に、副知事を本部長とする「食の安全確保推進本部」を、また、県民参画の推進機関である「食品安全推進県民会議」を設置した。さらに、平成17年4月に「大分県食の安全・安心推進条例」を施行するとともに、条例に基づく施策を計画的に進めるために「大分県食品安全行動計画」を策定し、事業を計画的に推進している。

「食の安全確保推進本部」を中心として、食に関する総合的かつ効果的な安全施策を関係部局が連携して取り組んでおり、推進本部の下部組織として「食の安全確保推進本部幹事会」を設置し、各種施策を実施している。

また、「食品安全推進県民会議」は、生産・製造業者、流通・販売業者、消費者及び学識経験者20名で構成され、会議や現地視察を通じて、食の安全・安心確保に関する取組について、意見や提言を行っている。

2 食の安心確保の推進について

(1) 食品表示関係法令と所管機関について

食品表示の関係法令は、「食品衛生法」、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（「JAS法」）、「健康増進法」等多くの法律で規制され、複雑多岐にわたっている。

飲食に起因する衛生上の危害を防止するための「食品衛生法」は、県では生活環境部が所管している。一方、消費者の商品選択に資するための「JAS法」は、事業所及び営業所が県内のみに所在する場合は、県域業者として、知事の権限で調査、処分を行うこととなっており、農林水産部が所管している。

また、事業所が県内にあっても、営業所等が県外にある場合は、広域業者として、国（農林水産大臣）が所管し、地方農政事務所が調査し、農林水産大臣名で処分を行うこととなっている。

そのほか、国が所管する法律として、「不正競争防止法」、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（「牛肉トレーサビリティ法」）がある。

また、「薬事法」、「不当景品類及び不当表示防止法」及び「計量法」は自治体の所管となっている。

(2) 食品表示の適正化について

消費者が食品表示制度を理解するとともに、店頭が表示チェックや食品検査を行うことにより、自ら食品選択の力を身につけるため、消費者に対する啓発を実施している。また、直販所等で取り扱われている食品の表示マニュアルを作成・配布し、適正な食品表示を推進している。

さらに、偽装表示防止対策として、県、国、大分市、県警等の機関で構成する「食品偽装表示対策チーム」を設置し、年4回合同立入調査を実施している。

(3) 食品の信頼確保の推進について

相次ぐ偽装表示、食品表示の複雑さ、中国製冷凍ギョーザ事件などの発生により消費者の不安や不信が増大している。このため、「食品表示の信頼性確保」と「ネットワーク化による信頼性確保」の2つを柱として事業を実施している。

①食品表示の信頼性確保

消費者が求める表示項目を県独自で設定し、「大分版食品表示」として飲食店、旅館・ホテル、量販店等での普及を図るとともに、(社)大分県食品衛生協会と連携して、食品適正表示推進者制度を実施している。

②ネットワーク化による信頼性確保

全国から寄せられる食品回収情報等を県ホームページを通じ、迅速に提供できるシステムを構築するとともに、九州北部各県と連携して効率的、効果的な食品検査を実施し、検査結果のデータベース化と情報提供を行っている。

3 安全・安心な農林水産物の生産・流通管理について

(1) 環境にやさしい農業の推進及びGAP導入の取組等について

近年、消費者の農作物への安全・安心に対する意識が高まるとともに、農薬等が環境に及ぼす影響への懸念についても関心が強くなってきている。

このため、①農薬の安全使用の推進、②環境保全型農業の推進（環境にやさしい農業の推進）、③GAP（農業生産工程管理）手法の導入推進の3つを柱に、県産農産物の安全・安心の確保に取り組んでいる。

①農薬の安全使用の推進

各振興局の普及指導員による栽培講習会等により使用基準や飛散防止等、法令遵守の徹底を図っている。

また、昭和62年度から大分県農薬指導士認定事業として、農業者及び農薬販売業者等を対象にした農薬指導士認定試験の実施や、農薬指導士認定後の定期的な研修会の開催など、農薬の安全に係る指導者の育成を行っている。

②環境保全型農業の推進

環境負荷の低減と安全・安心で環境と調和のとれた本県独自の特色ある「環境にやさしい農業推進事業」として、有機農業とe-n-aおおいた農産物認証制度に取り組んでいる。

有機農業については、平成21年2月に「大分県有機農業推進計画」を策定し、技術体系の確立、有機JAS認定費用助成による認定者数の増、有機農業推進のためのネットワークの構築とその支援、市町村、消費者等への周知に取り組んでおり、平成25年度までに100戸を目標に推進している。

また、e-n-aおおいた農産物認証制度については、栽培技術の確立と指導、流通業者との連携による販売活動、メディアを活用したPRに取り組むことにより、生産拡大・流通促進を図るとともに消費者への理解を促進し、消費拡大を図っている。

③GAP手法の導入推進

GAP研修会の開催、指導者の養成、JGAP認証取得費用の助成などにより、GAP手法の導入を推進している。平成21年度末で、基礎GAPで5,014戸、普及GAPで557戸、第三者認証の標準GAPで29戸において実践されているが、基礎GAPで6,000戸、普及GAPで1,000戸、標準GAPで60戸を目標にGAP導入を推進していくこととしている。

(2) 安全・安心な畜産物の供給について

畜産物の生産から流通まで、安全性の確保のため、「家畜伝染病予防法」をはじめ、「飼料の安全性の確保及び品質の確保に関する法律」、「牛肉トレーサビリティ法」、「と畜場法」、「食品衛生法」など様々な関係法令が存在している。県下の家畜保健衛生所では、これらの法令に基づき、死亡牛のBSE全頭検査や畜産農家に対する飼料の適正使用指導、生産段階での畜産物の安全性指導、動物医薬品の適正使用指導や立入検査等を実施することにより、生産段階における畜産物の安全性の確保に努めている。

また、消費者や流通販売業者が求める高い衛生管理水準に十分に対応するため、県内で出荷される牛や豚のほとんどをと畜している「大分県畜産公社」の牛肉カットラインの施設整備に対する支援を行うなど、より安全で安心な県畜産物の供給に

取り組んでいる。

（３）「大分乾しいたけトレーサビリティシステム」について

本県は日本一の乾しいたけの生産地であり、全国乾椎茸品評会でも12年連続44回の団体優勝を果たすなど、ブランド商品として品質も日本一を誇っている。

しかしながら、中国産の乾しいたけを「国産」や「大分産」と偽って販売するなどの産地表示をめぐる偽装が発生したことから、産地表示を検証する仕組みづくりとして、生産・加工・流通の履歴を証明する「大分乾しいたけトレーサビリティシステム」を導入し、平成18年4月から運用を開始している。「大分乾しいたけトレーサビリティ協議会」では、大分しいたけデータベースの運用管理、シンボルマークの普及・啓発及び協議会会員である産地市場や袋詰業者に対しての指導・監査を行うなど、システムの精度の向上に努めている。

（４）安全・安心な養殖業の推進について

農林水産研究指導センター水産研究部では、養殖漁家を巡回し、魚病発生を監視するとともに、医薬品の適正使用講習会を開催し、医薬品の適正な使用について指導を行っている。また、抗菌剤等に依存しない養殖を推進するため、ワクチンの接種講習会を開催するとともに、ワクチン使用巡回指導を行っている。

その結果、現在では、抗菌剤の使用額は、最大時に比べて約6分の1にまで減少しているが、依然として養殖魚への不安が払拭されていないのが現状である。

このため、県内の養殖業者の団体である県水産養殖協議会を中心に、消費者による養殖場の見学、餌や医薬品等の確認、消費者と養殖業者との意見交換を行うなど、養殖魚が安全であることの理解促進に努めている。

4 食育の推進について

（１）食育の推進体制について

食育は、かつては家庭が中心となって担ってきたが、外食産業や中食産業の経済成長、核家族化の進行、共働きの増加などライフスタイルの変化に伴って食生活が変化し、家庭での食育が困難になっている。また、食生活は豊かになった一方で、食生活の乱れや生活習慣病の増加など、食を巡る様々な問題が生じている。

このため、県では、「大分県食の安全・安心推進条例」に「食育の推進」を明記するとともに、平成18年には「大分県食育推進計画」を策定し、食育を推進している。食育推進計画では、計画に基づく施策の進捗状況を客観的に把握するため、食育推進計画を策定している市町村の割合をはじめ、地域農林水産物直売所の売上額

や認証された e-n a おおいた農産物の栽培面積など、17項目20の数値目標を設定し、平成22年度までの達成に向けて取り組んでいる。

さらに、平成19年には、県民参画の推進機関として、食育に関する情報の共有を図り、県民意見を反映した施策の提言を行う、学校・保育所、給食、栄養・健康、生産者、事業者、食育活動者等7分野20名で構成する「食育推進会議」を設置している。

（２）地域における食育の推進体制について

地域における食育活動の活性化や市町村食育推進計画の策定支援を行うため、平成20年度に、保健所、振興局、教育事務所で構成する「地域食育推進連絡協議会」を県内6地域に設置するとともに、地域住民からの食育相談に対応するため、「地域食育総合窓口」を各保健所に開設し、地域における食育推進体制を整備している。

「地域食育推進連絡協議会」では、道の駅で野菜等のカロリーや栄養成分等の表示を活用した食育の推進や、保育所給食への地元産物の活用促進体制づくり等の事業に取り組んでいる。

（３）「おおいた食育人材バンク」について

様々な分野で活動している食育コーディネーターや食育推進ボランティアなど、食育の実践者や団体を人材バンクに登録し、県民の要請に応じて料理教室や農業体験の指導者として派遣することにより、地域における食育活動の活性化を図っている。

（４）食育の普及・啓発について

食育月間（6月）における街頭啓発や農業祭など地域で開催されるイベントと連携して食育コーナーの設置等を行うとともに、家庭での食育を推進するため、PTA団体と連携し、毎月第3日曜日の家庭の日を「家族みんなでいただきますの日」として啓発するなど、食育の普及・定着を図っている。

【提 言】

これまでの調査を踏まえ、本委員会は個々の付託事件について、次のとおり提言する。

1 地域医療について

(1) 医師確保対策の推進について

新医師臨床研修制度の導入を契機として全国的に医師不足が顕在化する中、本県でも、地域中核病院や小児科・産科などの診療科で医師不足が深刻な状況となっている。また、平成22年5月に国が実施した「病院等における必要医師数実態調査」では、本県はもとより、全都道府県から厳しい医師不足の実態が報告されている。

医師不足の解消には、医師養成のあり方、研修医制度、診療報酬など、国の医療行政と深く係わる部分が多く、国による抜本的な対策が必要である。

このため、医師が不足する地域での一定期間の勤務を条件とした特別の入学枠の設定など、医師のへき地勤務を促進するための具体的な方策、地域医療に貢献するような制度の検討について、引き続き、国に積極的に働きかけていく必要がある。

他方、国の対応を待つだけでなく、大学病院の医師派遣機能が低下する中で、本県独自の取組を積極的に進めていく必要がある。

医師は、医学生6年間、研修医として初期が2年、後期が3～5年という段階を経ながら、十分な診療技術等を身につけて、第一線の医療を担っていくことになるが、こうした医師のライフステージの中で医師の県内定着を図っていくには、地域医療を担う医師を県内でしっかりと養成し、育てていくことが重要である。

大分大学をはじめ、市町村、医師会、地域中核病院などの関係機関と連携しながら、医学生・研修医に対する支援や、医学生の段階から研修医まで一貫した地域医療の教育指導体制の構築、魅力ある病院づくりへの支援など、医師の育成・県内定着に向けた取組を着実に進めていく必要がある。

また、近年、女性医師が占める割合が高くなっており、今後、ますます増加することが予想される。女性医師は、特に小児科・産科で大きな割合を占めており、地域医療の担い手としてはもとより、小児医療・産科医療の担い手としてその役割が期待される。しかしながら、365日24時間の救急に対応することが求められる医療現場では、育児と仕事の両立は厳しく、働く意欲があっても離職を余儀なくされるケースは少なくない。また、医療技術の発展は日進月歩であり、一旦離職すると復職が困難となることが懸念される。女性医師が安心して働き続けることができ、また、復職を希望する女性医師の再就職が容易になるよう、短時間勤務制度の導入に対する支援や復職に向けた研修制度の充実など、女性医師が働きやすい環境整備を進めていく必要がある。

2 防災対策について

(1) 住宅の耐震化の促進について

阪神・淡路大震災においては、犠牲者の約9割が住宅・建築物の倒壊によるものであり、平成20年に県が公表した「大分県地震被害想定調査報告」においても、非常に高い割合で住宅・建築物の倒壊を原因とした人的被害が多数発生するものと想定されている。また、住宅・建築物の倒壊は、人的被害に直結するほか、地震火災や道路閉塞の発生など、被害の拡大や応急対策への支障を引き起こす要因ともなりうるということが指摘されている。

県は、平成19年3月に「大分県耐震改修促進計画」を策定し、平成27年度までに住宅の耐震化率を90%とすることを目標に、耐震診断や耐震改修費用に対する助成を行うなど、住宅の耐震化を進めているが、平成21年度末の耐震化率は、木造住宅が57%で、非木造を含めた住宅全体では70%と、平成17年度から2%の微増にとどまっている。

地震による被害を軽減するには住宅の耐震化が重要であり、今後は、市町村等と連携しながら、住宅耐震化に向けた意識啓発、助成制度の効果的なPRを行うとともに、制度の拡充について検討するなど、取組を強化していく必要がある。

(2) 自主防災組織の活性化について

大規模地震による被害の最小化を図るためには、行政による「公助」はもとより、自分の命は自分で守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」を実践し、地域社会における防災力を向上させることが不可欠である。

自主防災組織は、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という連帯感に基づき自主的に結成する組織であり、災害時においては、初期消火、住民等の避難誘導、負傷者等の救出・救護等の活動に従事することとなる。特に、大規模な災害になれば「共助」の中でも大きな力となるものであり、上述の阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊被害に遭った人の8割は、家族や地域住民によって救出されたと言われている。

本県では、平成21年度末の自主防災組織の結成率は90%と全国的に見ても高いものの、取組内容には地域差が見られるとの声も聞かれる。実際の活動に結びつくよう、地域防災リーダーを養成するなど、自主防災組織を支援し、組織の活性化を図っていく必要がある。

3 環境対策について

(1) 産業廃棄物の適正処理の推進について

本県では埋め立てられる産業廃棄物の約半分は県外から持ち込まれており、火災

や硫化水素ガスの発生は、県外産業廃棄物を受け入れる処理施設において発生することが多い。県では、「大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例」に基づく搬入事前協議制度を設け、特に、県外からの産業廃棄物の適正処理を進めているが、処分場等での不適正な処理により、住民の生活環境に支障を及ぼす事件が依然として続いている。

地域住民の不安の解消に向けて、排出事業者、処理業者に対する指導・監視の徹底はもとより、条例に基づく事前協議の効果を高めるための更なる対策の充実・強化を図るなど、積極的に取り組んでいく必要がある。

他方、指導・監視だけでは限界があることも事実である。産業廃棄物の不適正処理防止対策を推進するためには、不法投棄等に対する規制を強化するとともに、優良な処理業者を育成し、排出事業者に対し優良処理業者に係る情報提供を行うことにより、優良処理業者が市場の中で優位に立てるような仕組みが求められる。

本委員会では、産業廃棄物の適正処理の取組を調査するため岩手県を訪問した。岩手県では、青森県境不法投棄事件を契機として、産業廃棄物の不適正処理の未然防止等を図るため、平成15年度から、「循環型地域社会の形成に関する条例」を施行しており、この条例に基づいて、遵法性、情報公開性、経営安定性等の評価項目を設け、一定の基準に適合した事業者を認定、県民に公表する県独自の「産業廃棄物処理業者格付制度」を導入し、優良事業者の育成を図っている。また、徳島県でも同様の制度を設け、平成21年4月から運用を開始している。

このような優良評価認定制度は、不適正処理の防止に大きく寄与することが期待されると考えられることから、本県においても、優良事業者の育成に向けてこうした取組を参考に研究をしていくことが望まれる。

なお、岩手県をはじめ複数の県では、県等が責任をもって処分場を整備・管理運営する方式として、「公共関与による処分場の整備」を行っている。公共関与による処理施設の整備については、事業の継続性、安全性、適正処理の確保の観点からは大きなメリットがある。処分場の整備にあたっては、何よりも安全性を確保し、その周辺に住む住民が安心して暮らすことができる環境を保つことが重要であることから、今後、積極的な検討を行う必要がある。

4 地域の安全・安心の確保について

(1) 自主防犯活動への支援について

犯罪等が発生した場合の検挙活動をより強化していくことはもちろんであるが、犯罪や事故、災害等の被害を未然に防止する活動などの対策を積極的に講じることは特に重要である。しかしながら、こうした活動は警察や行政のみの力では限りがある。

自主的な防犯活動は、犯罪の抑止に効果があるだけでなく、参加者同士の交流を通じて、コミュニティ再生の契機となり、地域での問題解決能力を向上させることも期待されている。

また、このような地域住民の自主的な活動を軸に、行政・警察・学校・防犯協会・民間事業者等の関係各組織が連携して地域の防犯力の強化に取り組むことで、犯罪が発生しにくい安全で、犯罪の不安を感じる事のない安心なまちづくりが進むと考えられる。

県内では、平成21年中、新たに11団体の自主防犯パトロール隊が組織され、280団体が子どもの見守り活動等の自主的な防犯活動を行っているが、約7割の団体が平均年齢が60代以上と、隊員の高齢化が進む一方で、若年層の参加が進まないことから、活動が維持できず解散する団体も見られている。

警察署の統廃合による治安の低下を懸念する声がある中、犯罪の発生を抑止するためには、県民一人ひとりが「地域の安全は地域で守る」という防犯意識を高めていくことが重要であり、地域に芽生えた自主防犯の芽を絶やさないためにも、若者の参加促進を図るなど、自主防犯活動に対する積極的な支援が求められる。

(2) 学校内における安全確保について

学校は、児童生徒が一日の大半を過ごす場所であり、十分な安全性・防犯性を備えた安心感のある学校づくりが重要である。

公立学校の主な防犯対策では、不審者が侵入した場合等の緊急事態に対応する校内緊急通報システムや防犯ベル・ブザー、非常時ボタン等の設置、刺又などの整備はおおむね順調に進んでおり、夜間の機械警備もほとんどの学校で導入されている。

その一方で、来訪者を確認でき、不審者の侵入を抑止することのできる防犯カメラやインターホンなどの整備率は低く、必ずしも整備が進んでいない状況にあり、対策の強化が望まれる。

また、防犯訓練については、高い実施率となっているが、すべての公立学校で実施できるよう、指導していく必要がある。

(3) 運転免許証自主返納制度について

県内では、65歳以上のドライバーによる交通事故が年々増加している。このため、県は平成21年10月から、高齢ドライバーの交通事故を防止する目的で、70歳以上の高齢者が運転免許を自主返納した場合、スーパーや眼鏡店、ホテル等の店舗で割引などの特典が受けられる支援制度を開始している。

また、市町村においても、別府市が免許を返納した70歳以上のお年寄りにバスカードを贈る取組を始め、宇佐市においても住民基本台帳カードの無料交付を開始す

るなどといった独自の施策が行われるようになってきている。

制度開始以来、免許を自主返納する高齢者は増加しており、年間約100人程度にとどまっていた自主返納者が、平成22年では、半年で約700人に上るなど、支援制度は一定の効果を上げている。

しかしながら、高齢者や家族が運転に不安を感じても、公共交通の不便な地域においては、買物や通院などで自動車は欠かせない交通手段であるため、「運転をやめたいが、やめられない。」というのが実状である。

このため、市町村や企業等と連携し、高齢者の自主返納がより進むよう、「サポート加盟店」の拡大等による優遇制度の充実や、高齢者が車を運転しなくても生活できる地域づくりなど、返納しやすい環境づくりを進めていく必要がある。

(4) 有害鳥獣対策について

鳥獣被害対策については、県は、防護柵の設置や捕獲報奨金の交付、狩猟期間の延長やシカの捕獲頭数制限の撤廃などの狩猟規制の緩和、狩猟免許講習会の開催や試験回数の拡大、獣肉の利活用の支援など、様々な対策を実施しているが、被害額は3億円で推移するなど、対策の効果が現れているとは言えない状況となっている。

イノシシやシカ、サルなどによる鳥獣被害は、中山間地域における農林業生産意欲の減退をもたらすだけでなく、地域での生活意欲までも失わせる事態にまで発展している状況である。また、飛び出し等による衝突などの交通事故も発生している。

鳥獣被害対策は、小規模集落をはじめとした地域の安全・安心な生活維持のためには欠かせないものであり、これまでの対策を検証し、地域の実情に応じた被害対策に粘り強く取り組み、実効あるものにしていく必要がある。

5 食の安全について

(1) 食品表示に関する監視指導業務の一元化について

食品の表示は、消費者が食品を購入する際、内容を正しく理解したり、選択したり、適正に使用したりするうえで重要な情報源であるばかりでなく、万が一事故が生じた場合には、その原因の究明や製品回収などの行政措置を迅速かつ的確に行うための手掛かりとなるものである。

食品表示に関する監視指導業務については、国の縦割り行政を反映して、本県においても福祉保健部、農林水産部、生活環境部など法律ごとに所管する組織が異なっている。

食の安全・安心の取組を調査するため本委員会が訪問した群馬県では、迅速かつ効率的な監視指導を行うことを目的として、部局横断的組織である「食品安全局」を設置し、食品表示に関する監視指導業務等を一元的に推進している。

昨今の食品表示に対する様々な課題に総合的に対応するためにも、各部の緊密な連携を図ることはもとより、今後は、業務の一元化に向けた検討が望まれる。

(2) 食の安全認証制度の普及促進について

県は、化学肥料の使用量や化学合成農薬の使用回数を減らした農産物や、JAS規格により認証された有機農産物を対象に、所定のロゴマークの使用を認めるなど、独自の基準による「e-n a おおいた農産物認証制度」に取り組んでいる。

しかしながら、小売店ではあまり目にすることなく、また、平成21年度の栽培面積も目標の約半分にとどまるなど、せつかくの制度も県民にあまり認知されていない状況となっている。

この取組を広げることが、消費者にとって安全、安心の目印になるものであり、制度の定着に向け、制度そのものの周知とともに生産者への普及を推進していく必要がある。

(3) 農産物直売所の販売拡大の推進について

輸入食品の安全性に対する消費者の不安感の増大の影響などもあり、農産物直売所の人気が高まっている。直売所の人気を支えているのは「生産者の顔が見える安心感」にある。

本委員会が訪問した茨城県の「みずほの村市場」では、健康や安心を考えた「安全・安心な農産物の提供」を第一に掲げて、契約農家から日々新鮮な商品を仕入れ販売することで、延べ年間利用客数25万人、売上約6億円を達成する全国有数の直売所に成長している。

生産者の顔が見える農産物を提供できる直売所は、食の安心を消費者に届けることができるものであり、農産物直売所の販売拡大や運営の支援に向けた施策を積極的に展開していく必要がある。

(4) 食育の推進について

県では、「大分県食の安全・安心推進条例」に食育の推進を明記するとともに、「大分県食育推進計画」を策定するなどにより、「食」について正しい知識と選択する力を習得し、生涯を通じて健全な食生活の実現を図る食育を推進している。

最近では、報道等でも各地域や団体等による食育活動を見聞きする機会が多くなっており、県民の関心も高まって、食育は着実に広がっていると言える。

しかし、一方で、「『食育』の言葉は知っていても意味がわからない」、「具体的に何をすればよいのかわからない」といった声や、これまで具体的な施策がなかった若い世代や働き盛りへの啓発、さらには、コンビニエンスストア、ファーストフー

ド等の外食産業が飛躍的に発展する中、外食等利用者の増加に伴う対策などといった課題も残されている。

これまでの施策を更に充実させるとともに、県民にわかりやすい啓発と実践しやすい環境づくりを推進し、食育を県民運動として普及・定着させることが重要である。

【おわりに】

「安全・安心」は、福祉の問題や地域医療の確保、健康づくり、防災対策、環境問題、地域・学校の防犯や交通安全対策、食の安全の確保等、県民の暮らしに直結し、生活を支える基盤となるものである。このため、県民の安全・安心の確保に向けては、時代の変化に応じて、課題や県民のニーズを的確にとらえ、施策に反映するとともに、着実に実行していく必要がある。

県では、平成21年3月に「大分県中期行財政運営ビジョン」を策定し、「安心・活力・発展プラン2005」の更なる推進による「夢と希望あふれる大分県」を目指している。ビジョンでは、「子育て満足度日本一を目指す大分県」を第一に掲げ、安心して子どもを産み育てられる社会の実現をはじめ、医療面での安心確保に向けた医師確保対策の強化や、食の安全の確保に向けた監視・指導体制の強化、住宅の耐震改修等による大規模地震対策に取り組むなど、本委員会が調査してきたテーマも多く、ビジョンが着実に実行され、「安全で安心な大分県」が実現されることを期待するものである。

本委員会では、県民生活に直結した多岐にわたる分野の調査を行い、提案を行ったところであり、この調査報告書が、県民が安全で、安心を実感して暮らせる大分県づくりの一助となれば幸いである。

平成23年3月4日

安全・安心な大分づくり特別委員会

委員長	江藤	清志
副委員長	御手洗	吉生
委員	古手川	茂樹
委員	土居	昌弘
委員	嶋	幸一
委員	末宗	秀雄
委員	荒金	信生
委員	酒井	喜親
委員	佐藤	博章
委員	久原	和弘
委員	堤	栄三

【委員会の活動状況】

1 委員会の開催状況

開催年月日		調査項目
第1回	平成21年 7月 1日	調査方針、調査計画等について
第2回	平成21年 9月 14日	(1)感染症対策について (2)食の安全・安心の確保について (3)食育の推進について
第3回	平成21年12月 9日	(1)地域の防犯対策について (2)高齢者の交通事故対策について (3)学校の防犯対策について
第4回	平成22年 3月 24日	(1)有害鳥獣対策について (2)安全・安心な農林水産物の生産・流通管理について
第5回	平成22年 6月 21日	(1)廃棄物の処理対策について (2)廃棄物の再資源化等について (3)地震減災対策の推進について
第6回	平成22年 9月 21日	(1)医師確保対策について
第7回	平成22年12月 14日	報告書の審議

2 県外事務調査の状況

調査年月日	調査先	調査項目
平成22年 2月 2日 ） 平成22年 2月 4日	群馬県 茨城県	(1)群馬県 ・食の安全・安心の確保体制について ・治水対策について (2)茨城県 ・安全・安心な農産物の生産・販売について
平成22年11月 4日 ） 平成22年11月 5日	岩手県	・産業廃棄物の適正処理の推進について ・公共関与による最終処分場の整備について